



お知らせ

児童手当の現況届提出を忘れずに

児童手当を受給している人が継続して手当を受給するためには、毎年6月に現況届の提出が必要です。対象者には個別に通知しますので、忘れずに提出してください。新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、郵送またはマイナンバーカードを利用した電子申請での提出にご協力をお願いします。

■提出期限 6月30日(日)

■提出方法 原則として、郵送でお住まいの地域の本庁または各総合支所担当に提出

■問い合わせ 本庁子ども家庭課家庭福祉係(☎ 34-1585)、各総合支所児童手当担当グループ

訪問介護などの助成制度を利用する人は手続きを

訪問介護や訪問入浴介護の利用者に助成を行います。既に助成対象となっている人も、7月以降に再度申請が必要です。

■対象 次のすべての条件を満たす人

①介護保険料の滞納がない

②要介護(要支援)または総合事

業対象者の認定を受けている

③世帯全員が市民税非課税

※生活保護受給者は対象外

■助成率 介護報酬の100分の4

■問い合わせ・申請先 本庁長寿社会課高齢者福祉係(☎ 34-2196)、各総合支所介護担当グループ

教科書展示会のお知らせ

小学校、中学校、高等学校用の教科書の展示会を開催します。

■期間 6月12日(金)～7月1日(日)の平日

■時間 午前9時～午後5時

■場所 江刺総合支所3階311会議室 奥州教科書センター

■問い合わせ 市教育委員会事務局学校教育課(☎ 34-1630)

出掛けるときは鍵をしっかりと掛けましょう

6月は「鍵かけ実践推進月間」です。大切な命や財産を守るため、しっかりと鍵を掛けましょう。

▶鍵掛けを習慣にしましょう

被害に遭った住宅の多くが、鍵を掛けていませんでした。侵入窃盗は、犯人と鉢合わせして凶悪事件に発展する恐れがあります。家族で鍵掛けを習慣にしましょう。

▶夏場は鍵の掛け忘れに注意

夏場は窓を開けることが多くなります。そのまま鍵を掛け忘れることのないよう注意しましょう。2階以上の部屋であっても油断は禁物です。

▶短時間でも鍵掛けを

ごみ出しや近所への外出、自動車から離れるときなど、短時間で戻る場合も必ず鍵を掛けましょう。

■問い合わせ 市防犯協会(本庁生活環境課内・☎ 34-2342)

経営所得安定対策の交付申請は6月末まで

農家の皆さんの経営を安定させるため、交付金を交付します。

■対象 転作作物や畑作物(麦、大豆、ソバ、菜種)を作付けし、販売する農家

■申請方法 5月中旬に市農業再生協議会から送付した交付申請書を、同封した「申請のご案内」により提出。※異動申告書・共済細目書などで転作作物を販売しないと申告した人などには、申請書類を送付していません。ご不明な点はお問い合わせください

■申請期限 6月30日(日)

■問い合わせ 東北農政局岩手県拠点(☎ 019-624-1129)、本庁農政課農産係(☎ 34-1583)

江刺総合支所 ☎ 35-2111 〒 023-1192 江刺大通り1-8

胆沢総合支所 ☎ 46-2111 〒 023-0492 胆沢南都田字加賀谷地270

前沢総合支所 ☎ 56-2111 〒 029-4292 前沢字七日町裏71

衣川総合支所 ☎ 52-3111 〒 029-4332 衣川古戸64-4

日本型直接支払制度の受け付け開始

農業や農村は、国土や自然環境の保全、水源の養成、美しい風景の形成といった大切な役割を担っています。農林水産省では、そうした多面的機能を守るため、農地維持などの共同活動を行う農業者団体などを交付金で支援します。

●多面的機能支払交付金

▶農地維持支払 水路の泥上げ、農道の路肩・のり面の草刈り、地域資源の適切な保全管理のための共同活動など

▶資源向上支払 水路や農道などの補修、植栽による景観形成を目指す活動など

■申請期限 6月24日(日)

●環境保全型農業直接支払交付金

地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い活動など

■申請期限 6月19日(金)

■問い合わせ・申請先 本庁農地林務課農村保全推進室(☎ 34-1764)

出前無料労働相談会を開催します

職場のトラブルで悩んでいませんか? 労働者と使用者間のさまざまな問題について、県労働委員

会の委員が相談に応じます。事前に予約の上、ご利用ください。

■日時 6月28日(日)午後1時～4時※予約優先。当日の受け付けは午後3時まで

■場所 奥州地区合同庁舎

■相談内容 労働者と使用者間の労働問題全般

■相談員 県労働委員会委員(弁護士、労働団体役員、経営者など)

■その他 新型コロナウイルスの影響で中止や延期となる場合がありますので、6月25日(金)までに問い合わせ先へご確認ください

■問い合わせ・予約先 県労働委員会事務局(☎ 0120-610-797)

新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難行動

新型コロナウイルス感染症が終息しない中でも、災害時は避難所へ避難することとなります。避難所では、災害の規模により「密集」状態となることも予想され、感染防止に努める必要があります。市では、避難所の十分なスペースの確保や換気、検温、消毒などの対策を行いますので、市民の皆さんも避難行動や事前準備についてご確認いただき、適切な避難と感染防止にご協力をお願いします。

①「避難」とは「難」を「避」けること

災害に関する情報やハザードマップなどにより、自宅が被災するリスクの確認をお願いします。被災するリスクが高いと判断される場合は、ちゅうちょなく避難所へ避難してください。安全確保が可能な場合は、自宅での災害回避もご検討ください。また、安全な場所に親戚や知人宅がある場合は、そちらへの避難もご検討ください。



②非常時の持ち出し品

市が備蓄している衛生用品(マスクや体温計)や生活用品(タオルや毛布、マット)、食料などは数に限りがあります。避難する際は、必要な物をできるだけ持参するようご協力をお願いします。

③避難所での感染症対策

避難した人は、マスクを着用してください。また、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策にもご配慮願います。

■問い合わせ 本庁危機管理課防災保安係(☎ 34-2236)

広 告

広 告